

意見表明書

令和8年(2026年)9月2日

中野区子どもの権利救済委員

石川 悦子

時田 綾子

野村 武司

松宮 徹郎

森本 周子

中野区子どもの権利救済委員(以下「救済委員」という。)は、中野区子どもの権利に関する条例(令和4年3月28日中野区条例第16号。以下「子どもの権利条例」という。)第24条第2項第4号に基づき、以下のとおり意見を表明します。

なお、同条例第27条第1項により、区の機関は、本意見を尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとされ、同条第2項により、当該取組の内容(取組を行うことができないときは、その理由)を救済委員に報告しなければならないものとされていることを申し添えます。

第1 意見表明の趣旨

新井薬師公園(中野区新井四丁目15番・新井五丁目4番。以下「本件公園」という。)内に設置されている喫煙場所(以下「本件喫煙場所」という。)を、速やかに撤去(廃止)してください。

第2 意見表明の経緯

救済委員に対し、子どもの権利条例第26条に基づき、子どもの権利の保障についての相談があり、この中に、本件公園内に所在する新井薬師児童館(新井五丁目4番17号。以下「本件児童館」という。)の近接地に設置されている本件喫煙場所に関する内容が含まれていました。

救済委員は、この相談を契機として協議を行い、発意による調査(子どもの権利条例第24条第2項第2号)を実施しました。その結果、本件喫煙場所が子ども等の心身の健康等に及ぼす影響に鑑み、これを存置することは子どもの権利の侵害につながるおそれがあると判断し、その侵害を防ぐため、子どもの権利条例第24条2項第4号に基づき、本意見を表明することとしました。

第3 意見表明の理由

1 事実関係(本件公園および本件公園内施設の現状)

(1)本件喫煙場所の設置場所

本件喫煙場所は、交通量の多い都道 420 号(中野通り)に面した本件公園の出入口(階段を上った場所)に、区が設置・管理する喫煙場所として設けられています。植栽等で囲まれたにとどまる「開放型」であるため、構造上、たばこの煙が周囲に漏出することは避けられません。しかも、本件公園および本件公園内の施設を利用する際には、子どもを含む多くの人が中野通りに面したこの出入口(階段)を通行します。

(2)本件公園内の施設

本件公園内の、本件喫煙場所の近接地には、本件児童館があります。本件児童館は、児童福祉法第 40 条に定める児童厚生施設(児童福祉施設)に該当し、乳幼児から高校生までの子どもやその保護者が利用しています。

本件児童館内には、新井学童クラブ(以下「本件学童クラブ」という)が置かれ、日曜日、国民の祝日、年末年始を除く毎日 19 時まで、小学生の児童が登室しています。学童クラブは、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です(児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項)。学童クラブの登室は、保護者による申請を前提としているため、児童館の一般利用とは異なり、利用するか否かを子ども自身が自由に選択することはできません。

さらに、近年、子どもや子育て家庭への支援など、児童館の役割は拡充されており、これらのサービスを利用する区民(子ども等を含む)の来館もあります。

また、本件喫煙場所を挟んだ反対側には、毎年夏季に開設される水遊び施設「じゃぶじゃぶ池」があり、未就学児やその保護者等が多く利用し、本件公園出入口を往来します。

(3)その他

本件公園は、毎年春に開催される「桜まつり」の会場になります。また、本件喫煙場所のある出入口(階段)は、寺院の山門へと続いており、参拝等のため、多くの子どもや保護者が年間を通じて本件喫煙場所の周辺を通行します。

2 問題状況(ヒアリングで把握した状況)

(1)関係者(利用者含む)へのヒアリング(発意による調査①)

本件喫煙場所が設置されている側に、本件児童館(本件学童クラブ)の窓と出入口があるため、換気のために開放すると、たばこの臭気が室内に及ぶことがあるとのことです。救済委員の調査においても、本件喫煙所は、本件児童館の窓から南西約 10 メートルの位置にあり、現に、喫煙時に、一定の風向きにおいて、たばこの臭気が室内に及び得る状況を確認しました。

また、本件喫煙場所は、本件公園の出入口に設置されているため、子どもが本件公

園に出入りするたびに、受動喫煙のおそれにとらされています。

さらに、本件喫煙場所が混雑している場合には、その周辺でも喫煙が行われやすく、喫煙後に吸い殻を本件公園内に捨てて立ち去る、いわゆる「ポイ捨て」も多いとのこと。

小さな子どものいる保護者からは、「ポイ捨て」された吸い殻の誤飲を心配する声も聞かれました。

(2)健康福祉部保健企画課および都市基盤部公園課へのヒアリング(発意による調査②)

本件喫煙場所からのたばこの煙の本件児童館への流入については、これまでも訴えがあったことが確認できました。また、中野区受動喫煙防止対策条例が令和8年10月1日から施行されるに伴い、当該喫煙場所は一時休止し、その後、「閉鎖型」の喫煙所に変更となる方向であることを確認しました。

3 子どもに対する受動喫煙の健康影響

受動喫煙については、「これ以下であれば健康影響が生じないという安全な水準は存在しない」ことが国際的に確立した科学的知見です(たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約8条及びその実施ガイドライン等¹⁾)。また、子どもの受動喫煙については、気道アレルギーの悪化によりぜんそくが治りにくくなること、乳幼児突然死症候群(SIDS)が増加することなどの健康影響が報告されています²³⁾。

さらに、屋外であっても、開放型の喫煙場所からは煙が周囲に拡散するため、風向によっては相当の距離にある者にも受動喫煙を生じさせます。

4 本件喫煙場所の存置が法令等の趣旨に反すること

(1)健康増進法

健康増進法は、児童福祉施設(本件児童館を含む。)を第一種施設として原則敷地内禁煙とし(同法第28条5号、第29条以下、同法施行令)、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども等に特に配慮するとの基本理念を明らかにしています。本件児

¹ 「WHO たばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」(仮訳 厚生労働省及び独立行政法人国立がん研究センター/「喫煙と健康」WHO 指定研究協力センター)の「原則1」に「たばこ煙にさらされることについては安全なレベルというものはなく、二次喫煙の煙の毒性についての閾値などの概念は、科学的証拠と矛盾するため受け入れられない」と記載されています。

² 公益社団法人日本小児科学会の「こどもの受動喫煙を減らすための提言」(2002年)。同提言は「こどもの受動喫煙で、気道アレルギーが悪化して、ぜんそくが治りにくくなったり、乳幼児突然死症候群(SIDS)が増えるなどの健康影響が報告されています」としています。

(<https://www.jpeds.or.jp/society-activities/column/proposals-assertions/50080.html>)

³ 厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(平成28年8月)は、受動喫煙(胎児期の親の喫煙を含む)と小児の喘息の既往及び乳幼児突然死症候群(SIDS)との関係について、因果関係を推定するのに十分な科学的証拠があるとしています。

童館の敷地内を禁煙としながら、その所在する本件公園内の本件児童館のすぐ側に喫煙場所を存置することは、同法による保護を実質的に無意味とするものであると言えます。

(2)中野区受動喫煙防止対策条例

中野区は、令和 8 年 10 月 1 日から「中野区受動喫煙防止対策条例」を施行します。同条例は区民の健康増進等を目的とし(同条例第 1 条)、公園を含む公共の場所での喫煙を原則禁止したうえで(同条例第 6 条第 1 項、第 2 条第 5 号)、区長が「受動喫煙を生じさせることがないよう必要な措置が講じられている」と認めるものを指定喫煙場所として指定できると定めています(同条例第 7 条第 2 項)。

前記「第 3 の 2(2)」のとおり、区は、本件喫煙場所について条例施行に伴い一時休止し、「閉鎖型」へ改修する方針を示しています。

しかし、「閉鎖型」へ改修したとしても、出入口の開閉に伴う煙や臭気の漏出、喫煙場所周辺での場外喫煙や吸い殻のポイ捨て、喫煙者の往来に伴うリスクを完全に排除することは困難です。

本件児童館が所在し、子どもが日常的に利用・通行する動線上に位置する本件喫煙場所について、閉鎖型への改修をもって「必要な措置が講じられている」と認めて指定喫煙場所に指定し存置し続けることは、仮に同条例等に明確に違反するとまでは言えないとしても、同条例の趣旨や子どもの最善の利益に照らせば、きわめて不相当であると言わざるを得ません。

したがって、単なる「閉鎖型」への改修にとどめることなく、本件喫煙場所は撤去(廃止)されるべきであると解します。

(3)子どもの権利条例

中野区は、子どもの権利条例の前文において「子どもの命と健康を守り」「子どもにとって最も善いことを第一に考える」ことを宣言し、第 3 条第 3 号において、子どもに関係のあるあらゆることについて子どもの最善の利益を第一に考えることを基本理念として定めています。そして、第 9 条第 1 項第 2 号は「健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること」を、同条同項第 5 号は「学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること」を、あらゆる場面において保障される子どもの権利として定めています。さらに、第 11 条第 1 項 1 号は、育ち学ぶ施設(本件児童館は児童福祉施設(同条例第 2 条第 4 項)としてこれに当たる。)における「安全で安心できる環境のもとで、学び、成長すること」を保障しています。

子どもの居場所づくりは、区の責務です(第 19 条)。

本件児童館及び本件公園は、まさに、これらの子どもの権利を実現するための場であるにもかかわらず、本件喫煙場所の存置により、子どもが受動喫煙の危険にさらされるにとどまらず、これを避けるために、遊び場や居場所の利用を制約される状態が生じています。

かかる状態は、同条例の保障する子どもの権利が侵害されている状態にほかなりません。

5 撤去の必要性

以上のとおり、本件喫煙場所の存置は、健康増進法、中野区受動喫煙防止対策条例の趣旨に反し、子どもの権利を侵害する状態を継続させるものです。

子どもは、遊んでいる際に公園内の至る所に足を運びます。子どもは、受動喫煙に遭っても自ら声を上げ難く、自ら受動喫煙を回避することすら困難です。そのため、区は確実な受動喫煙防止対策を行う必要があります。

子どもの最善の利益を第一に考慮すべき区は(子どもの権利条例第3条第3号)、本件喫煙場所を存置すべきではないと考えます。

6 結論

以上により、速やかに本件喫煙場所を撤去(廃止)することを求めます。

7 おわりに

ヒアリングの結果、本件公園および本件公園内施設関係者(利用者も含む)から、本件喫煙場所が一度設置された以上、これを移動または撤去すると、指定喫煙場所以外での喫煙や吸い殻の投棄等のマナー違反がかえって多発し、トラブルに発展するおそれがあることを心配する声も多く聞かれました。

本件喫煙場所を撤去するに伴って、その周辺において、指定喫煙場所以外での喫煙および吸い殻の投棄を防止するための案内(のぼり旗や看板等)の設置や、定期的な巡回等の取組を強化するよう、併せて求めます。

なお、仮に「閉鎖型」の喫煙所を設置することがやむを得ない場合であったとしても、子どもが近付くおそれのない動線の確保が可能な場所に設置すること、かつ、煙や臭いの漏洩防止のため、周辺環境のモニタリングを継続して行うことが必要である旨を申し添えます。

以上